

「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

2020-1-1126

課題名：過去に収集されたPETデータを用いた全身運動と脳内ドパミン遊離の関係に関する観察研究

1. 研究の対象

東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンターにおいて、2003年～2005年の期間に実施された $[^{11}\text{C}]$ ラクロプライドPET研究の被験者として参加された方のうち、安静時データと運動負荷時のデータが両方ともそろっている方。

2. 研究目的・方法

この研究の目的は、過去に東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンターで収集された脳PETデータを解析して、全身運動の際の神経伝達物質の脳内遊離の変化の有無を明らかにすることです。「運動負荷にともなって脳内神経伝達物質の遊離量に変化が起きる」という仮説を検証することを目的としています。この研究の研究期間は2019年5月～2022年3月になります。

3. 研究に用いる情報の種類

東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター（東北大学病院出張診療所）の記録を調べて、過去に実施された $[^{11}\text{C}]$ ラクロプライドPET検査の画像を対象として詳細を確認させていただきます。同一被験者の方で安静時データと運動時データが揃っている方を対象にして、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター内で解析を進めます。コンピュータソフトを使用して、安静状態と運動状態におけるPET画像上の受容体結合能に差があるかどうかを検証いたします。

4. 外部への試料・情報の提供

研究データは、外部の機関には提供いたしません。

5. 研究組織

研究責任者 田代学

東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授

研究分担者（学内）：

東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター

四月朔日聖一（助手）、武田和子（技術補佐員）、渡部浩司（教授）

東北大学 高度教養教育・学生支援機構

藤本敏彦（准教授）

研究分担者（学外：研究協力者）

仙台画像検診クリニック 伊藤正敏（院長）

電気通信大学大学院情報理工学研究科 安藤創一（准教授）

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申出下さい。また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

田代 学（たしろまなぶ）

東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター

〒981-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉6-3

TEL : 022-795-7797

E-Mail: mtashiro@m.tohoku.ac.jp

研究責任者：田代 学

東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：

※注意事項

以下に該当する場合にはお答えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研

究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。
(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合